

「北海道地域医療再生計画（平成24年度補正予算）」【概要版】

●対象とする地域、計画期間

■対象とする地域

⇒北海道全域

- ★日本総面積の約22%を占め、東北6県と新潟県を合わせた面積と同等
- ★6つの三次医療圏を有し、うち2つの面積は46都府県よりも広大
- ★札幌市と根室市間の距離は、東京・大阪間に相当

■計画期間

⇒平成25年4月1日～平成25年度末

- ★ただし、計画の目標を達成するため、個別の事業で明らかに平成25年度を超えるものについては、個別事業において「平成25年度事業開始」と記載

●現状の分析と課題

広域分散型の本道においては、多雪・寒冷といった気象的特性のほか、人口の減少や高齢化の進行などの将来を見据え、住民・患者の視点に立ち、医師などの地域偏在などに対応し、限られた医療資源を有効に活用して、今後の医療提供体制を充実・強化する必要があります。

○医師確保対策

- ・道内の人口10万人当たりの医療施設従事医師数は、ほぼ全国平均並であるが、市部に9割が集中し、全国平均の半分以下となっている二次医療圏が3つ存在するなど、著しい地域偏在と医師の絶対数の不足が課題となっている。
- ・地方センター病院等の中核病院においては、脳神経外科や循環器内科などの専門医も不足していることから、夜間休日の対応や入院患者受け入れのために、専門医の確保が課題となっている。

○災害時医療対策

- ・東日本大震災の教訓を踏まえ、地震・津波や火山噴火などの自然災害のほか、原子力災害などに対応するため、全ての二次医療圏において合計33ヶ所の災害拠点病院を確保しているが、国の新しい指定要件を満たして機能強化を図る必要がある。

○在宅医療対策等

- ・道内の在宅療養支援診療所318ヶ所のうち、約5割が札幌市を含む札幌圏に集中していることから、他の地域における、診療所を中心とした多職種連携による在宅医療サービス提供体制の整備が急務となっている。

●目 標

○医師確保対策

- ・医師不足の状況を改善するとともに、必要な診療科の専門医を派遣する体制を構築するなどにより、将来にわたって持続可能で安定性のある医師確保対策を実施し、地域における医師不足に係る課題の解決

○災害時医療対策

- ・災害拠点病院の機能強化を図るとともに、災害時の医療支援に必要な災害医療従事者の人材育成等の実施による体制の強化

○在宅医療対策等

- ・将来的に市町村単位での在宅医療の連携構築を目指し、退院支援から日常の療養支援、急変時の対応、看取りまで継続して医療が行われるよう、多職種の連携づくりを進め、在宅医療を希望する道民が安心して暮らすことができる体制を整備

●具体的な施策

■医師確保対策【所要額785百万円】

- ⇒医師養成確保修学資金等貸付事業の実施
- ⇒地域医療指導医派遣システム推進事業の実施
- ⇒専門医派遣システム推進事業の実施
- ⇒医育大学への寄附講座の設置

■災害時医療対策【所要額76百万円】

- ⇒災害時医療体制確保事業の実施

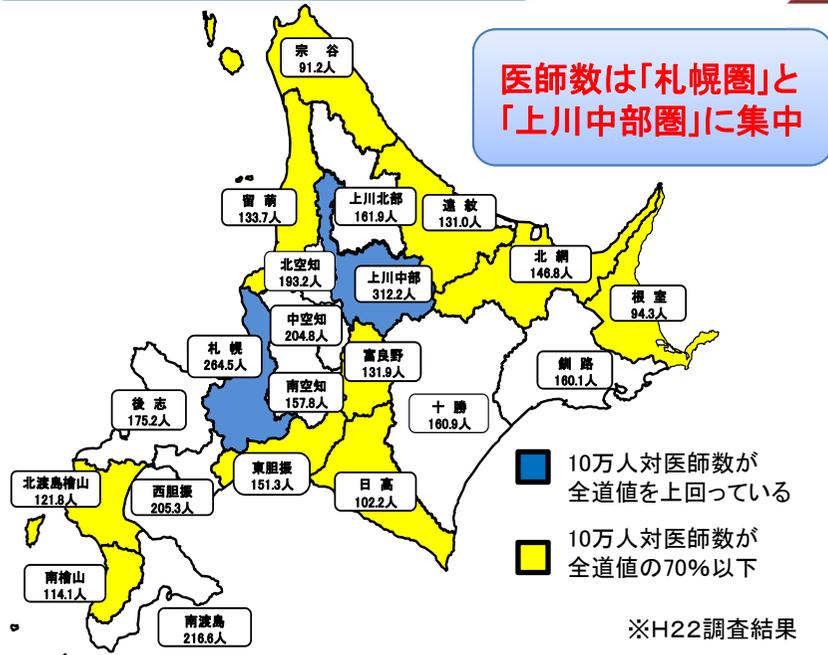
■在宅医療対策等【所要額139百万円】

- ⇒在宅医療連携推進事業の実施
- ⇒生活習慣病在宅療養促進支援事業の実施
- ⇒子どもの心の診療ネットワーク推進事業の実施

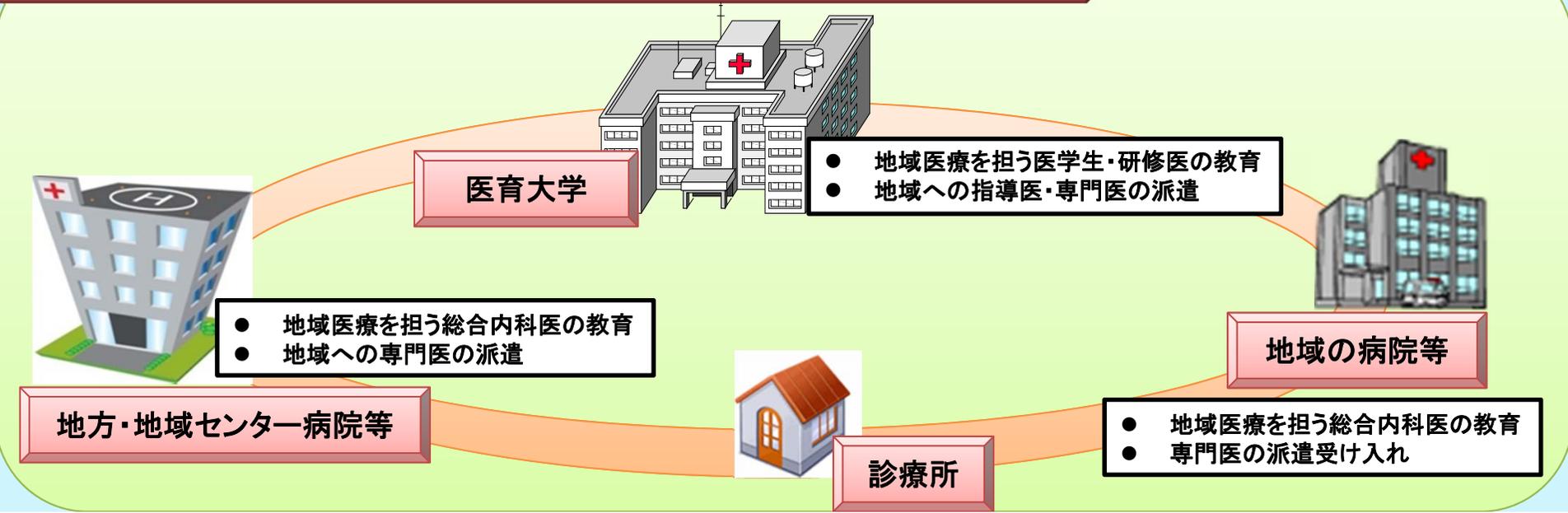
総額 10 億円

《 医師の地域偏在の現状 》

ステージに適應した 実践的な取組

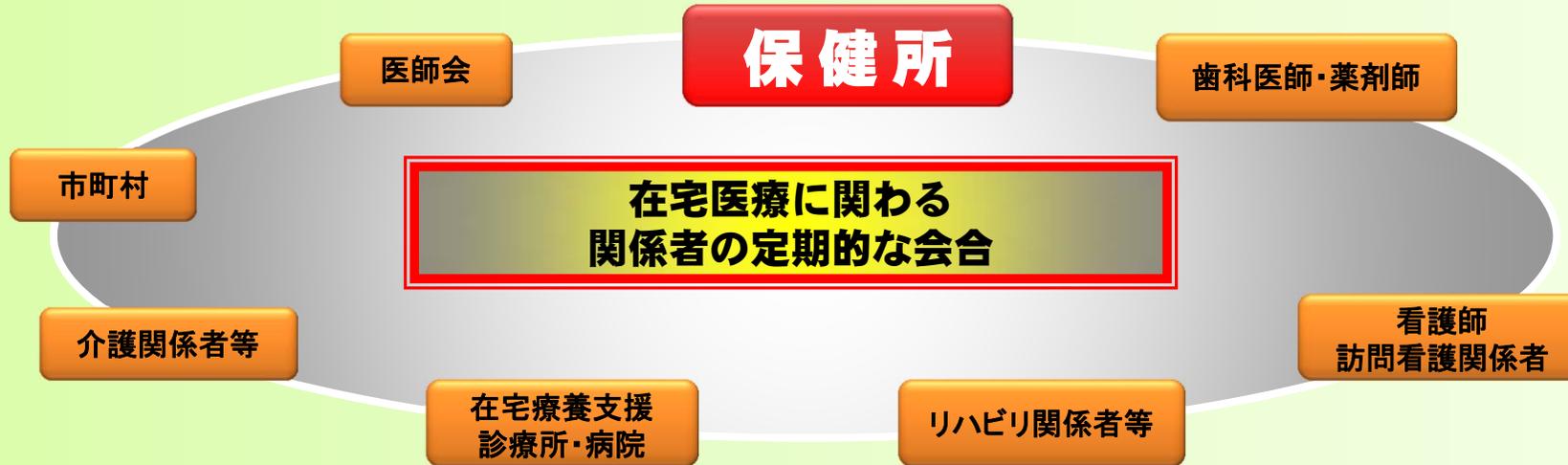


～ 道内関係者が一体となった循環型医師養成・確保による地域医療の再生 ～

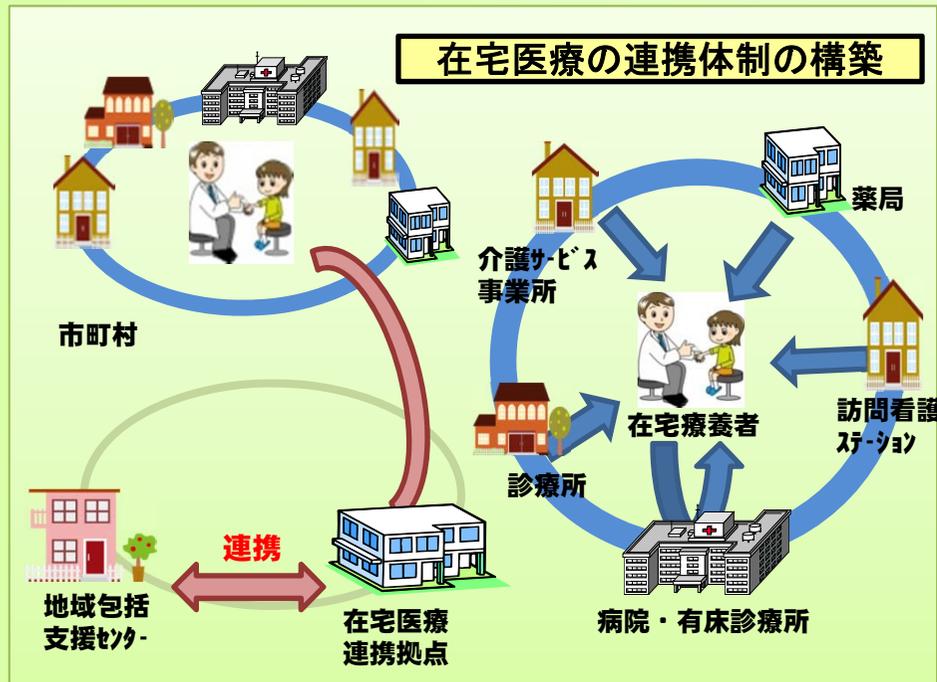


在宅医療の推進

保健所の役割（在宅医療に必要な連携体制づくりのコーディネート役）



在宅医療の連携体制の構築



災害医療対策の推進

